

**改正地球温暖化対策推進法に基づく
地域脱炭素化促進区域の設定について
(京都府国土利用計画審議会ご説明資料)**

**京都府府民環境部
脱炭素社会推進課**

2023年2月1日(水)

10:00~12:00

- 2022（令和4）年4月施行の改正地球温暖化対策推進法では、脱炭素社会の実現に向け、市町村が再エネ事業の促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域）を設定可能とする制度を措置
- 促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定
- 促進区域内で行われる地域脱炭素化促進事業（再エネ設備等の設置事業）は、市町村の計画認定を受けることが可能
- 認定事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの配慮書の手続省略や、再エネ施設の整備に係る許認可のワンストップ特例の措置を享受

① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を**基本理念として位置付け**。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、**あらゆる主体 (国民、地方公共団体、事業者等) に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

② 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

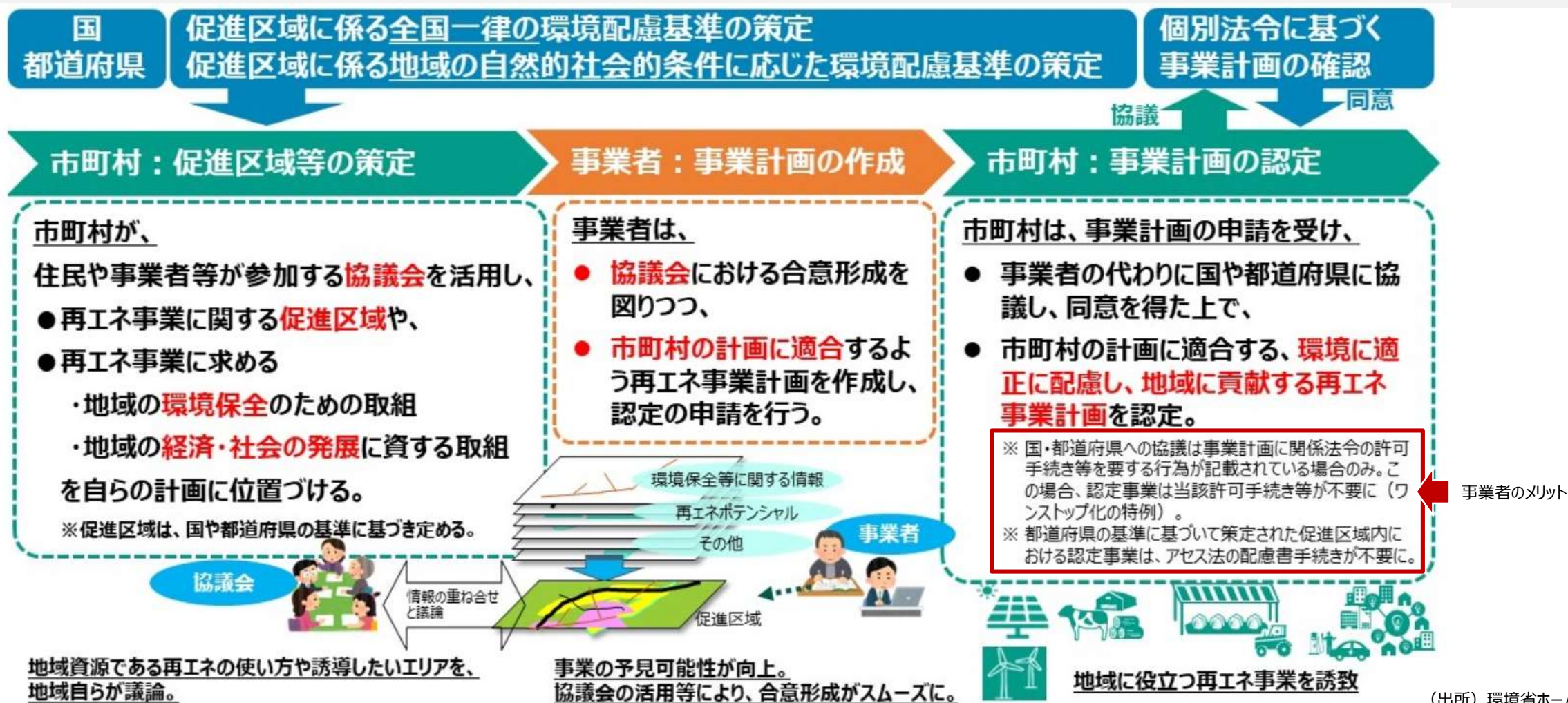
- 地方公共団体実行計画に、**施策の実施に関する目標を追加**するとともに、市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業 (地域脱炭素化促進事業) に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める**こととする。
- 市町村から認定を受けた**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令の**手続ワンストップ化等の特例****を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化**するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加**。
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での**見える化を実現**するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

2. 制度の趣旨

- 本制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するもの
- 大まかな流れは、市町村が地方公共団体実行計画において促進区域を設定し、事業者から地域脱炭素化促進事業計画の申請を受けて、市町村が認定（認定事業は特例措置のメリットを享受）



3. 制度の構成

- 促進区域の設定は、再エネの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み

1. 国の環境保全に係る基準の設定 (促進区域設定に係る環境省令)		その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
2. 都道府県基準の設定	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等		・協議会等での協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組		
5. 地域脱炭素化促進事業の認定	市町村	地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組		・協議会等での協議 ・ワンストップ化特例 ・アセス配慮書省略

(参考) 国の基準 (促進区域設定に係る環境省令)

- 国の基準は、全国一律の基準として、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべきもの

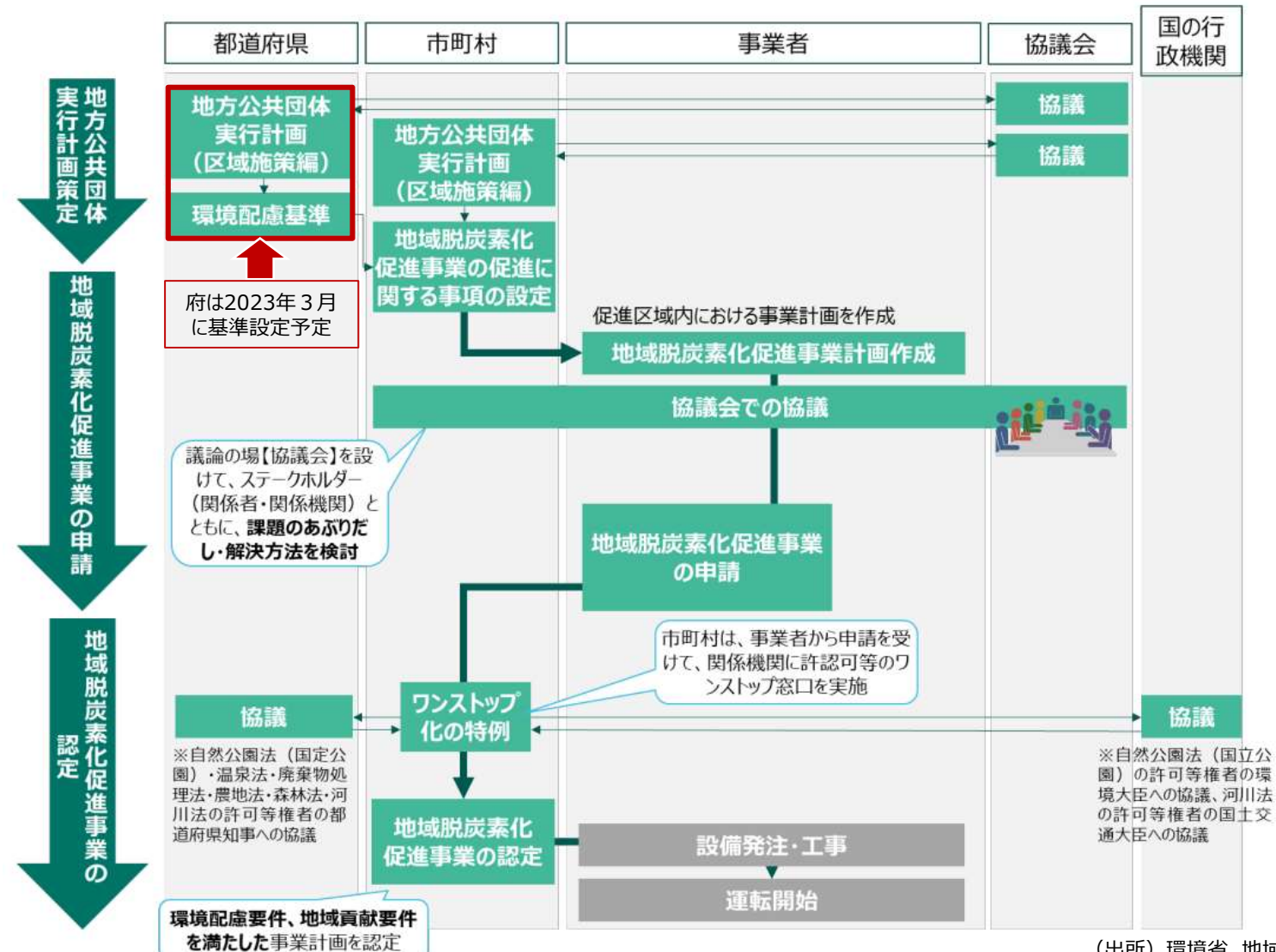
国の基準

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		砂防指定地	砂防法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法		地すべり防止区域	地滑防止法
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
		事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
			国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域/促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項
 (出所) 環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック (第1版)

4. 制度のフロー

- 本制度の基本的なフローと各主体の役割は下図のとおりであり、今後、各市町村は、国及び京都府の環境配慮基準に従い、促進区域の設定を検討（実行計画に反映）



5. 京都府の環境配慮基準策定までの流れ

内容

2022（令和4）年4月	改正温対法施行
2022（令和4）年7月	知事から環境審議会長へ諮問 → 総合政策部会・地球環境部会・環境管理部会のもとに専門委員会※を設置
2022（令和4）年8～10月	専門委員会開催（計3回）
2022（令和4）年10月	環境審議会（上記3部会）にて環境配慮基準の中間案を審議
2022（令和4）年12月～	（環境配慮基準を含む）京都府温暖化対策推進計画（中間案）のパブリックコメント実施
2023（令和5）年1月	環境審議会長から知事へ答申 → （環境配慮基準を含む）京都府温暖化対策推進計画（最終案）を確定
2023（令和5）年2月（予定）	2月定例府議会に上程（京都府温暖化対策推進計画改定）

※ 地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会 委員（50音順）

京都大学大学院人間・環境学研究科 教授 浅野 耕太（環境経済学）	京都大学大学院工学研究科 教授 清水 芳久（水質、地盤沈下、土壌汚染）
京都芸術大学芸術学部 教授 荒川 朱美（景観）	京都先端科学大学バイオ環境学部 教授 田中 和博（植物）
国立研究開発法人国立環境研究所 主幹研究員 岡 和孝（気候変動影響・適応）	一般社団法人太陽光発電協会事務局 政策推進担当 長峯 卓（再エネ事業（太陽光））
京都大学大学院地球環境学堂 教授 勝見 武（環境地盤工学）【委員長】	兵庫県立人と自然の博物館 研究員 布野 隆之（動物（鳥類））
京都府地球温暖化防止活動推進センター 副センター長 木原 浩貴（地球温暖化対策）	一般社団法人日本風力発電協会 理事 見上 伸（再エネ事業（風力））

◇地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

- 地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入を促します。
- 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組を促します。
- 既存の再エネ設備を長期安定的に活用する取組を支援し、「ものを大切にする文化」が根付く京都府から再エネを長く大切にする行動様式を「新たな文化」として全国に発信します。
- 地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、太陽光発電設備及び風力発電設備を対象に、地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項の規定による都道府県が定める基準を別冊「**促進区域の設定に関する環境配慮基準**」のとおり定めるとともに、区域設定に係る市町村への支援を行い、促進区域の設定及び事業化を促進します。[令和 5 年 3 月追加]

→ 別冊のとおり、太陽光発電・風力発電（規模要件なし）を対象に京都府の環境配慮基準（案）を策定

	箕輪町（長野県）	小田原市（神奈川県）	恵那市（岐阜県）	福岡市（福岡県）
策定日	令和4年7月	令和4年11月	令和4年3月	令和4年8月
対象種別	太陽光	太陽光	太陽光	太陽光
促進区域	<ul style="list-style-type: none">町が所有する公共施設の屋根町が所有する土地産業団地 <p>※ 今後、未利用地や駐車場、ため池なども検討予定</p>	<ul style="list-style-type: none">市街化区域内 <p>※ 急傾斜地法規危険区域、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域、風致地区、生産緑地地区（営農に必要とするものを除く）を除く</p>	<ul style="list-style-type: none">住宅及び住宅以外の建物の屋根上	<ul style="list-style-type: none">建物の屋根上公共用地
県基準の策定状況	策定済み (令和4年5月)	未策定	未策定	未策定

地方公共団体向け



促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。



☀️ 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域選定の際の評価事項のひとつに、促進区域の設定に関する項目を設定

→選定されると、再エネ交付金（脱炭素先行地域づくり事業）の対象に



☀️ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和4年度(初年度) 予算 **200**億円

重点対策加速化事業

促進区域内での再エネ導入事業に対し
交付上限額の引き上げ(**15億円→20億円**)
※市町村の場合

☀️ 地方創生推進交付金 【内閣府】

申請事業数の上限目安を超える申請が可能に ※地域再生計画に記載されているものに限る。

(出所) 環境省資料「脱炭素社会の実現に向けて」より抜粋

事業者向け

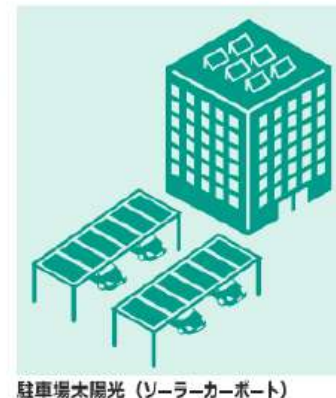


促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。

☀️ 環境省補助事業での優先採択・加点对象

促進区域内で実施される事業が、**優先採択や加点对象**に

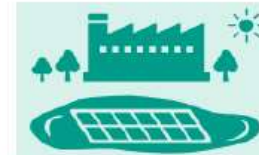
※ PPA活用等による地域の再エネ化・レジリエンス強化加速化事業の補助事業の一部 など



駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

☀️ FIT制度での優遇措置等 【経済産業省】

- ① **入札保証金等の免除**
- ② 認定要件の一つである**地域活用要件の確認手段**として活用 (太陽光発電以外)

☀️ ふるさと融資 【総務省】

地域脱炭素化促進事業への**融資上限額の引き上げ等**

☀️ 地域未来投資促進法 【経済産業省】

地域経済牽引事業計画の申請において、**重複部分の記載を省略可能**

